

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

蓮田鴻巣線	路線名
蓮田市東五丁目三九四六番二地先から同市東五丁目三九五九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	供用開始の区間
令和五年四月一日	供用開始の期日
平成三十年十一月二十七日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 一九五・〇〇メートル	備考